

物 品 売 買 契 約 書

1 契 約 の 名 称

2 契 約 金 額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち取引にかかる消費税および地方消費税の額 円)

3 契 約 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

4 契 約 保 証 金 免除

5 納 入 場 所 指定場所

6 契 約 確 定 日 発注者と受注者の電子署名が完了した日

上記の物品の売買について、発注者と受注者とは、別添の条項により、
売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、発注者と受注
者が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、本契約は、契約確定日が契約期間の開始日以降の場合、契約確定
日にかかわらず契約期間の開始日に遡って適用する。

発注者 青梅市
代表者 青梅市長

受注者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 受注者は、発注者に対し、当該物品を図面、仕様書および内訳書にもとづき、この契約金額をもって、納期限内に完納しなければならない。

2 受注者は、発注者から特に指示を受けたときは、納期限内に当該物品を分納することができる。

(権利の譲渡等)

第2条 受注者は、あらかじめ書面により、発注者が特に承認した場合のほか、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供してはならない。

(納入の通知)

第3条 受注者は、当該物品を納入したときは、ただちに発注者の定める納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。また、第1条第2項の規定により分納するときも同様とする。

(検査)

第4条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて当該物品の検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果について異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は、ただちに取替え、補修等を行い、納期限内または発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合において、当該物品の納入、再検査等については、前条および前2項の規定を準用する。

(物品の引渡し)

第5条 物品の引渡しは、発注者の行う検査に合格したときをもって、当該物品の引渡しが完了したものとする。

(納期限の延長)

第6条 受注者は、天災その他の責めに帰することができない理由により、納期限内に当該物品を納入することができないときは、納期限内に発注者に対してその理由を付して期限の延長を求めるものとする。

(一般的損害)

第7条 物品の引渡し完了前に、当該物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由により生じたときは、この限りでない。

(契約金額の支払等)

第8条 受注者は、当該物品の全てについて、第5条の規定による引渡しがあった後、所定の手続に従って契約金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、その期間を45日まで延長することができる。

(違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により、納期限内に当該物品の納入ができないときは、受注者は、契約金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定める割合（年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて計算して得た額（100円未満の端数があるとき、または100円未満であるときは、その端数額またはその全額を切り捨てる。）を違約金として発注者に支払うものとする。

(契約の変更)

第10条 この契約を変更しようとするときは、発注者と受注者とが協議の上、行うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 納期限内に納入しないときまたは納期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第4条第3項の取替え、補修等または第14条第1

項の履行の追完がなされないとき。

(4) 受注者またはその代理人もしくは使用人がこの契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受注者またはその代理人もしくは使用人が正当な理由がなく、発注者の検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、またはその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。
(発注者の催告によらない解除権)

第 11 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、ただちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供したとき。

(2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利または義務を譲渡等したとき。

(8) 受注者から正当な理由による契約解除の申出があったとき。

(9) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167

条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(10) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条もしくは第8条の2の規定にもとづく公正取引委員会の受注者に対する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）または同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定にもとづく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、または排除措置命令または納付命令において、この契約に関して、同法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員またはその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定（前条第8号を除く。）によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第13条 受注者は、第11条の2第10号または第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第11条の2第11号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約不適合責任)

第14条 受注者は、納入した物品に種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完またはこれに代えてもしくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(遵守事項)

第15条 受注者は、この契約条項のほか、発注者が定めた契約関係規則を遵守するものとする。

(協議)

第16条 この契約に明示されていない事項または条項の解釈に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第17条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙の定めるところによる。